

第三章 両手操作式安全装置（第十五条―第十八条）

第四章 光線式安全装置（第十九条―第二十一条）

第四章の二 制御機能付き光線式安全装置（第二十二条）

第四章の三 プレスブレーキ用レザース式安全装置（第二十三条の二）

第五章 手引き式安全装置（第二十三条―第二十五条）

第六章 雑則（第二十六条・第二十七条）

附則

第一条中「シャワー」を「シャワー」に改め、同条第一号中「の作動中」を「が上型と下型又は上刃と下刃若しくは押さえとテールとの間隔が小さくなる方向への作動中（スライド等が身体の一部に危険を及ぼすおそれのない位置にあるときを除く。以下「閉じ行程の作動中」という。）に改め、同条第二号中「スライド等を作動させるための押しボタン又は操作レバー（以下「押しボタン等」という。）及び「押しボタン等」を「スライド等を作動させるための操作部」に、よつて「を」に、よつて「に」に改め、同条第四号中「に伴つて」を「に伴つて」に改め、同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 スライドの閉じ行程の作動中に危険限界内にある身体の一部に危険を及ぼすおそれがあるときにスライドの作動を停止することができること。

第三条第二号中「ロックウェルC硬さ」を「ロックウェルC硬さ」に改める。

第四条第二号中「クリップ」を「クリップ」に改める。

第五条第一項中「ナット等であつて」を「ナット等であつて」に、よつて「を」に、よつて「に」に改め、同条に見出し中「の強度及び寿命」を削り、同条中「リミットスイッチ」を「リミットスイッチ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 スライド等の位置を検出するためのリミットスイッチ等は、不意の接触等を防止し、かつ、容易にその位置を変更できない措置が講じられているものでなければならぬ。

第九条中「リミットスイッチ等」を「リミットスイッチ等」に、不意に作動」を「誤作動」に改める。

第十条中「のもの」を削る。

第十一条中「六〇〇Vビニル絶縁ビニルキヤプタイヤケーブルを六〇〇Vビニル絶縁ビニルキヤプタイヤケーブル」に「ビニルキヤプタイヤケーブル又は」を「ビニルキヤプタイヤケーブル又は」に改める。

第十二条（見出しを含む。）中「切替えスイッチ」を「切替えスイッチ」に改める。

第二章 ガード式安全装置」を「第二章 インターロックガード式安全装置」に改める。

第十四条を削る。

第十三条の見出しを（インターロックガード式安全装置」に改め、同条第一項中「プレス機械」を「プレス等」に、「ガード式安全装置」を「インターロックガード式安全装置」に、「ガードを閉じなければスライドを作動させることができない構造のもの」を「次の各号に定めるところに適合するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 ガードを閉じなければスライド等を作動させることができない構造のものであること。

二 スライド等の閉じ行程の作動中（フリクションクラッチ式以外のクラッチを有する機械プレスにあつては、スライドの作動中）は、ガードを開くことができない構造のものであること。ただし、ガードを開けてから身体の一部が危険限界に達するまでの間にスライド等の閉じ行程の作動を停止させることができるもの（以下「開放停止型インターロックガード式安全装置」という。）にあつては、この限りでない。

第十三条第二項を削り、同条を第二章第十四条とする。

第一章中第十二条の次に次の一条を加える。

（電気回路の収納箱等）

第十三条 プレス等の安全装置の電気回路が収納されている箱は、水、油若しくは粉じんの侵入又は外力によりこれらの電気回路の機能に障害を生ずるおそれのない構造のものでなければならぬ。

2 前項の箱から露出している充電部分は、絶縁覆いが設けられているものでなければならぬ。

第十六条の見出しを（スライド等を作動させるための操作部」に改め、同条第一号中「押しボタン等」を「スライド等を作動させるための操作部」に、同時」を「左右の操作の時間差が〇・五秒以内」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該機能を有するプレス等を使用される両手操作式安全装置にあつては、この限りでない。

第十六条第二号中「作動中に押しボタン等」を「閉じ行程の作動中にスライドを作動させるための操作部」に、あつては」を「あつては」に改め、同条第三号中「押しボタン等」を「スライド等を作動させるための操作部」に改める。

第三章中第十七条及び第十八条を次のように改める。

第十七条 両手操作式安全装置のスライド等を作動させるための操作部は、両手によらない操作を防止するための措置が講じられているものでなければならぬ。

第十八条 両手操作式安全装置のスライド等を作動させるための操作部は、接触等によりスライド等が不意に作動することを防止することができる構造のものでなければならぬ。

第四章中第十九条及び第二十条を次のように改める。

（光線式安全装置）

第十九条 光線式安全装置（スライド等による危険を防止するための機構として第一条第三号の機能を利用する場合におけるプレス等の安全装置をいい、第二十二条第一項の制御機能付き光線式安全装置を除く。以下同じ。）は、身体の一部が光線を遮断した場合に、当該光線を遮断したことを検出することができる機構（以下「検出機構」という。）を有し、かつ、検出機構が、身体の一部が光線を遮断したことを検出することによりスライド等の作動を停止させることができる構造のものでなければならぬ。

（投光器及び受光器）

第二十条 プレス機械に係る光線式安全装置の検出機構の投光器及び受光器は、次の各号に定めるところに適合するものでなければならぬ。

一 スライドの作動による危険を防止するために必要な長さにわたり有効に作動するものであること。

二 投光器及び受光器の光軸の数は、二以上とし、かつ、前号の必要な長さの範囲内の任意の位置に遮光棒を置いたときに、検出機構が検出することができる当該遮光棒の最小直径が五十ミリメートル以下であること。

三 投光器は、投光器から照射される光線が、その対となる受光器以外の受光器又はその対となる反射器以外の反射器に到達しない構造のものであること。

四 受光器は、その対となる投光器から照射される光線以外の光線に感応しない構造のものであること。ただし、感応した場合に、スライドの作動を停止させる構造のものにあつては、この限りでない。